

附 則

この告示の適用の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使い續けて使用することができる。

○厚生労働省告示第五百八十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の一部の施行に伴い、独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第二号の規定に基づき別に厚生労働大臣が定める事業（平成十八年厚生労働省告示第三百二十号）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第三号中「（同法附則第八条第一項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。）を（同法にいう生活介護、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を除く。）相談支援事業、移動支援事業及び同法にいう地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業」に改める。

○厚生労働省告示第五百八十四号

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第四号の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスを次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、平成十八年厚生労働省告示第三百三十三号（独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号に規定する厚生労働大臣の定めるサービス）は、平成十八年九月三十日限り廃止する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービス  
独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人にあつては、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）以下「法」という。第五

条第二項の居宅介護、同条第三項の重度訪問介護、同条第八項の短期入所、同条第十項の共同生活介護若しくは同条第十六項の共同生活援助のうち、主として精神障害者（法第四条第一項に規定する精神障害者）のうち十八歳以上である者をいう。以下同じ。）以上である者又は法第五条第六項に規定する同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十三項の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援若しくは同条第十五項の就労継続支援のうち、主として身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。）又は精神障害者（昭和三十二年法律第二百八十三号）第四号に規定する身体障害者をいう。）又は精神障害者（障害者自立支援法第四条第一項に規定する精神障害者のうち十八歳以上である者をいう。）を行うものとする。

○厚生労働省告示第五百八十五号

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第四号の二の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号の二に規定する厚生労働大臣が定めるサービスを次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号の二に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第六項の生活介護、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十三項の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援又は同条第十五項の就労継続支援のうち、主として身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四号に規定する身体障害者をいう。）又は精神障害者（障害者自立支援法第四条第一項に規定する精神障害者のうち十八歳以上である者をいう。）を行うものとする。

○厚生労働省告示第五百八十六号

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第五号の規定に基づき、平成十五年厚生労働省告示第三百三十号（独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第五号等に規定する厚生労働大臣の定める者を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十八年九月二十九日  
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第一号中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改める。

○厚生労働省告示第五百八十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の一部の施行に伴い、社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第五条第一号及び第七号第一項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和六十二年厚生省告示第二百三十三号）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第一項第三号中、「身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設」を削り、同項第七号中、「知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤

十一 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設（主として身体障害者（身体障害者福祉法に規定する身体障害者をいう。以下同じ。）又は知的障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者をいう。以下同じ。）が利用するものに限る。）、福祉ホーム及び地域活動支援センター並びに相談支援事業、障害福祉サービス事業のうち障害者自立支援法に規定する生活介護、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を行う事業（主として身体障害者又は知的障害者を行うものに限る。）及び児童デイサービスを行う事業（主として身体障害者又は知的障害者を行うものに限る。）及び第二号中「規定する」の下に「地域活動支援センター及び」を加え、「及び障害者デイサービス」を削る。

第三項第二号を次のように改める。  
二 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設（主として身体障害者が利用するものに限る。）第四項第二号中「行動援助及び外出介護」を「重度訪問介護及び行動援助」に改め、「行う事業」の下に「並びに移動支援事業」を加える。

附 則

1 施行日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第一項第十二号中「及び地域活動支援センター」とあるのは、「地域活動支援センター、障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生支援施設及び同法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する知的障害者支援施設」とし、障害者自立支援法に規定する」とあるのは「同法に規定する」とする。

2 施行日から障害者自立支援法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第二項第二号中「に限る。」とあるのは「に限る。」及び同法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生支援施設」とする。

○厚生労働省告示第五百八十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の一部の施行に伴い、及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八号第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十三年厚生省告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫